

資料編

資料編

1 阿久比町障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 阿久比町における障がい者の福祉の推進を図ることを目的とし、障害者基本法に基づく阿久比町障害者計画及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく阿久比町障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するため、阿久比町障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、障害者計画等の策定に関する事項を審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障がい者団体の関係者
- (3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する関係者
- (4) 住民の代表者
- (5) 行政機関の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は1年以内とし、障害者計画等の策定が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が充たる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要に応じて関係者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、民生部住民福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

2 阿久比町障害者計画策定委員会設置要綱（平成18年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 阿久比町障害者計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	所属・団体名等	氏名
識見を有する者	日本福祉大学	山口 みほ
	阿久比町障害者介護給付認定審査会	岡村 清子
	民生委員・児童委員協議会	塩谷 明
障がい者団体等の関係者	阿久比町身体障害者福祉会	池田 美典
	阿久比町知的障害者育成会 阿久比町手をつなぐ育成会	竹内 良美
	阿久比町精神障害者家族会 さざなみ家族会	小戎 吉幸
障がい者の福祉に関する事業に従事する関係者	阿久比町障がい者相談支援センター	三宅 和人
	知多地区聴覚障害者支援センター	音琴 梢
	社会福祉法人 相和福祉会 ひらめき2%	今村 雄一
	阿久比町社会福祉協議会	大村 泰敬
住民の代表者	住民代表	竹内 伸全
行政機関の関係者	知多福祉相談センター	小野田 和生
	愛知県半田保健所	和久田 月子
	半田公共職業安定所	古田 安徳
	愛知県立半田特別支援学校	平松 史帆
	愛知県立ひいらぎ特別支援学校	前田 直美

	所 属
町関係事務局	民生部
	民生部 住民福祉課
	民生部 子育て支援課
	民生部 健康介護課
	教育委員会
	社会福祉協議会



阿久比町

障 害 者 計 画
第 5 期 障 害 福 祉 計 画
第 1 期 障 害 児 福 祉 計 画

発行日 平成 30 年 3 月

発行者 阿久比町 民生部住民福祉課

住 所 〒470-2292

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地

TEL (0569) 48-1111 (代表)

FAX (0569) 48-0229



